

氷川町告示第50号

氷川町ホームページ広告掲載取扱要領を次のように定める。

令和元年11月7日

氷川町長 藤 本 一 臣

氷川町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、氷川町広告掲載要領（平成31年氷川町告示第29号。以下「掲載要領」という。）に基づき、氷川町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、氷川町広告掲載基準（平成31年氷川町告示第30号。以下「掲載基準」という。）に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(掲載位置)

第3条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、位置は町長が指定するものとする。

(規格)

第4条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル、横170ピクセル
- (2) 画像形式 GIF、JPEG
- (3) 容量 20KB以内

(掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠につき月額5,000円とする。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、4月から翌年3月までの最大連続12箇月とする。ただし、広告に空きがある場合、掲載期間を延長することができる。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、氷川町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）（以下「掲載申込書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、町税等の滞納がある場合は申込者となることはできない。

2 前項ただし書きの状況把握のため、申込者は、主たる事業所が存在する自治体が発行する町税等の未納がない旨を証明する書類を提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、町長は、申込内容の審査をしたうえで広告掲載の可否を決定し、申込者に対し、氷川町ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（掲載料の納付）

第9条 前条に規定する広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、第5条に規定する掲載料金を一括して納付しなければならない。

（掲載原稿のデザイン作成）

第10条 広告主は、掲載原稿のデザイン等について、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、掲載基準に適合するものを作成しなければならない。

2 広告作成費は、広告主が負担するものとする。

（掲載内容の変更）

第11条 広告主は、町ホームページに掲載する広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等（以下「広告内容」という。）を変更する場合は、掲載申込書を町長に提出しなければならない。

（掲載の取り消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。

(2) その他町ホームページの広告掲載にふさわしくないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により町ホームページの広告掲載を取り消したときは、氷川町ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）（以下「掲載取消通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

（掲載の取り下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により町ホームページの広告掲載を取り下げるときは、掲載中止希望日の10日前（氷川町の休日を定める条例（平成17年氷川町条例第2号）に規定する町の休日を除く。）までに、掲載申込書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により町ホームページの広告掲載を取り下げた場合は、納付済の掲載料金は返還しないものとする。

（掲載料金の返還）

第14条 町長は、広告主の責めに帰さない理由により町ホームページの広告掲載を取り消したときは、広告主に対し掲載取消通知書により広告主に通知のうえ、納付済の掲載料金を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料金は、掲載を取り消した日の翌月以降の納付済月

額の総額とする。

- 3 第1項の規定により広告主が掲載料金の返還を受けようとする場合は、氷川町ホームページ広告掲載料金返還請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（掲載期間の延長）

第15条 町長は、町ホームページの広告掲載期間内に町の都合で町ホームページを閉鎖した場合、又は広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかった場合は、閉鎖日数又は掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、閉鎖日数又は掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わないものとする。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、町ホームページに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。

- 3 広告主は、第三者から町ホームページに掲載された広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの負担において解決しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、町ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。